

桐生市保健福祉会館自動販売機設置事業者募集要項

【問合せ先】

桐生市子どもすこやか部

子育て支援課子ども施設係

電話 0277-47-1156

FAX 0277-47-1151

電子メール kosodate@city.kiryu.lg.jp

桐生市保健福祉会館自動販売機設置事業者募集要項

自動販売機設置を希望される方は、この募集要項をよく読み各事項をご承知の上お申し込みください。

1 目的

桐生市保健福祉会館の有効活用を図りながら歳入の増加を図るとともに、市民サービスの向上と地域経済の活性化を図るため、「飲料等自動販売機設置場所の貸付に係る公募入札」を実施します。

2 入札参加資格要件

次の要件をすべて満たす法人、又は、個人に限り参加することができます。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項各号に掲げられた者でないこと。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第3条及び第4条による指定を受けた指定暴力団等及びその暴力団員でないこと。
- (3) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員でないこと。
- (4) 法人にあっては群馬県内に本店、支店又は営業所を有し、個人にあっては桐生市内で事業を営んでおり、いずれも、商品管理やトラブル等発生時に速やかな対応ができること。
- (5) 自動販売機の設置業務において、自ら管理・運営する3年以上の実績を有していること。
- (6) 市税を滞納していないこと。

3 入札に付する事項等

(1) 自動販売機の設置（貸付）場所及び面積等

物件番号	財産名称 及び 種類	所在地	設置場所	位置図	面積	設置台数
1	保健福祉 会館・ 行政財産 建物	桐生市 末広町 13番地 の4	会館内 3階	平面図	1.3㎡	1台

※設置（貸付）面積には放熱余地・転倒防止板・回収ボックス設置部分を含みます。

(2) 設置（貸付）期間

令和6年4月1日～令和9年3月31日（3年間）

（自動販売機の搬入、設置等については市と協議していただきます。）

(3) 取扱商品

原則として、缶、ペットボトル、紙パック等の密閉式の容器に入った飲料（ジュース、スポーツ飲料、茶、水、牛乳、紅茶、コーヒー及びこれらに類する商品）とし、酒類を除きます。

4 入札参加申請

入札に参加を希望する者は、入札参加申請書を提出し、入札参加資格要件を満たすことを証明しなければなりません。

(1) 申請期間

令和6年2月5日(月)から令和6年2月22日(木)まで(土、日を除く。)
午前9時から午後4時まで(ただし、正午から午後1時までの間を除く。)

※郵送の場合は、申請期間内に必着のこと。

(2) 提出方法

提出期間内に、申請に必要な書類を提出先に直接持参又は郵送するものとし、電話・FAX・インターネット等による受付は行いません。

(3) 提出書類

	提出書類	法人	個人
①	入札参加申請書	○	○
②	誓約書	○	○
③	確定申告書(令和5年分の写し)	○	○
④	身分証明書(市発行のもの)		○
⑤	商業登記簿謄本(履歴事項全部証明書)	○	
⑥	印鑑証明書	○	○
⑦	市税に未納がない旨の証明書	○	○
⑧	設置する自動販売機のカatalog等	○	○

※③については、法人で確定申告書が用意できない場合には、決算書(令和5年分又は令和4年分)で構いません。

※④、⑤、⑥、⑦については、発行後3ヶ月以内の原本とします。

※⑦については、法人：県内事務所所在地市町村の市町村税の完納証明書

個人：住所地市町村の市町村税の完納証明書

※提出書類は返却いたしませんので、御了承ください。

(4) 質問書及び回答について

① 受付期間

令和6年2月5日(月)から2月20日(火)までの日の午前9時から午後4時までの間(土、日を除く。)

② 提出方法

質問書(所定様式)を直接持参、又はFAXで提出してください。

※持参の場合には、平日午前9時から午後4時まで

なお、窓口・電話での質問には応じられません。

③ 質問者への回答

質問者及び入札参加予定者に対して、電話、又はFAXで個別に回答します。

(5) 入札参加資格審査方法及び審査結果の通知

上記の(3)の提出書類等により入札参加資格の有無を審査し、令和6年3月4日(月)までに申請者あてに審査結果を通知します。

また、当該審査結果通知後であっても、不正等が判明した場合には入札参加資格を取り消す場合があります。

なお、審査結果の内容等に関するお問い合わせには応じられません。

5 入札及び開札の日時及び場所

(1)日 時

令和6年3月13日(水)午後3時～

(2)場 所

桐生市保健福祉会館 4階 403会議室

6 契約等

落札者決定後、令和6年4月1日(月)までに、市と落札者において行政財産賃貸借契約を締結します。

7 提出書類の提出先

376-0045

桐生市末広町13番地の4 桐生市保健福祉会館

桐生市 子どもすこやか部 子育て支援課 子ども施設係(桐生市保健福祉会館1階)

電話 0277-47-1156

※なお、特に不明な点がある場合には、電話にてお問い合わせください。

8 設置条件等

(1) 契約について

本件の契約については、地方自治法第238条の4第2項第4号の規定に基づく行政財産の貸付となり、契約は民法第601条に基づく賃貸借契約です。

(2) 設置者費用負担

① 電気料

設置者が自ら設置した電力量計(計量法(平成4年法律第51号)に基づく検査に合格したものに限り)により計測した電気使用量に、桐生市が定めた単価(前年度の桐生市保健福祉会館全体の電気料金を同年度の桐生市保健福祉会館全体の電気使用量で除して得た1kWh当たりの金額)を乗じて得た金額とします。

② 設置費等

自動販売機の設置及び撤去に係る費用については、すべて設置者の負担とします。
なお、設置及び撤去にあたっては桐生市の指示に従ってください。

③ 貸付料

貸付料は、落札金額(入札書記載金額に消費税相当額を加算した金額)とします。

なお、桐生市保健福祉会館内に今回設置する自動販売機以外の自動販売機を新たに設置する場合には、桐生市と落札者の協議により、貸付料の見直しを行い、決定するものとします。

(3) 自動販売機の設置について

① 本体規格については、原則として設置体積以内のものとなります。

② 自動販売機の設置にあたっては、耐震対策を行ってください。その際にはできる限り建物の躯体に負担のかからない方法で設置してください。

(4) 自動販売機の機能について

① 「照明の自動点滅・減光」、いわゆる「学習省エネ」及び「ピークカット」並びに「真空断熱材やヒートポンプ採用」など、できる限り消費電力量の低減に資する技術等を導入した機種とするよう努めてください。

② 指定した設置面積に対応できる機種があれば、できる限りユニバーサルデザインの機種とするよう努めてください。

③ 音楽又は音声等を発する場合、周囲に迷惑をかけない程度の音量にしてください。

(5) 維持管理について

- ① 商品の補充及び変更、消費期限の確認、売上金の回収及び釣り銭の補充並びに自動販売機内部・外部及び設置場所周辺の清掃などは、設置者の責任において行ってください。
- ② 販売する飲料の容器の種類に応じた使用済容器の回収ボックスを、原則として自動販売機脇に設置し、適切に回収・リサイクルしてください。
- ③ 自動販売機の故障、問い合わせ及び苦情については、設置者の責任において対応していただきます。また、自動販売機に「故障等が発生した場合の連絡先」と「保健福祉会館では対応できない」旨を自動販売機に明確に表示し、利用者等から連絡があった場合は速やかに対応していただきます。
- ④ 自動販売機の販売品の売価は、標準価格以下の価格で販売して下さい。なお、価格を変更する場合には、市の承認が必要となります。

(6) 禁止事項

- ① 貸付物件を指定用途以外の用途で使用することはできません。
- ② 貸付物件を第三者に転貸し、又はそれに類似する行為をすることはできません。
- ③ 本件賃借権を第三者に譲渡し、又は他の権利を設定することはできません。
- ④ 酒類及びたばこの販売を行うことはできません。

9 参考データ（施設の概要）

< 桐生市保健福祉会館 >

- ① 開館時間 (平日)午前8時30分～午後10時、(土日)午前10時～午後4時
- ② 利用可能日 国民の祝日及び年末年始の休館を除く毎日
- ③ 職員数 約75人
- ④ tsukurun KIRYU (仮称) (会館1階) ※令和6年度供用開始予定
- ⑤ 子育て支援センター (会館3階)
- ⑥ 屋内遊戯場 (キノピーランド) (会館3階)
- ⑦ 施設利用状況 (各種健診及び会議室貸し出し等)

以 上